

いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）

Q&A

令和5年3月

【基本的な考え方】

問1-1 令和5年4月1日より、国に対していじめ重大事態に関する報告を行う目的は何か。

（答）

いじめ重大事態調査の運用について、文部科学省及びこども家庭庁から助言等を行い、調査の運用改善を図ること、また、重大事態調査報告書（以下「報告書」という。）を国において、収集・分析することを通じて、

- ①重大事態に至るケースに共通する要素（いじめの背景・原因、学校等の対応における課題点等）を把握し、未然防止策や重大事態への対処の改善・強化を図ること
- ②文部科学省、こども家庭庁の重大事態事案における助言、支援機能の改善・強化につなげること
- ③重大事態調査に係る混乱や現場の困り感の解消に向けて、迅速かつ適切な重大事態調査の運用の在り方や調査すべき内容を検討すること
- ④重大事態の認知から調査開始までの迅速な処理に向けて検討すること

を目的としている。

なお、国による分析は、個別の報告書について評価を行うものではなく、あくまで、法に基づく重大事態調査の適切な運用や未然防止対策の検討を目的として実施するものである。

問1-2 国への報告は法律等の根拠に基づいているのか。

（答）

国への本件報告に係る法律上の明確な規定はなく、任意の報告となるが、問1-1の目的を達成するため、及びいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下、「いじめ法」という。）第33条に基づく助言等を行うため、積極的な提供をお願いする。

また、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月21日閣議決定）において、「こども家庭庁は、・・・重大ないじめ事案への対応について、必要な情報を文部科学省と共有する」とされている。

問 1-3 本事務連絡の発出を受けて、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「不登校重大事態に係る調査の指針」の解釈に変更は生じるのか。また、これらの改定予定はあるか。

(答)

「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「不登校重大事態に係る調査の指針」の解釈を変更するものではない。

また、これらについて現時点で改定の予定はない。

問 1-4 文部科学省からの指導・助言は誰が行うのか。

(答)

文部科学省からは、従来どおり、いじめ重大事態への対処等に関して専門的な知見を有する「いじめ・自殺等対策専門官」を中心に指導・助言を行う。なお、いじめ・自殺等対策専門官については、今後、増員配置する等、体制整備の強化を予定している。

問 1-5 様式 1 及び 2 について、市区町村教育委員会から提出のあったものを都道府県教育委員会で確認する必要はあるのか。

(答)

文部科学省から都道府県教育委員会を通じて学校の設置者や学校に助言等を行うことから、都道府県教育委員会においても様式 1 及び 2 の内容について確認いただきたい。

問 1-6 様式 1 及び 2 について、学校法人、学校設置会社から提出のあったものを都道府県私学主管課、学校設置会社を所轄する認定地方公共団体の担当課において確認する必要はあるのか。

(答)

文部科学省から都道府県私学主管課、学校設置会社を所轄する認定地方公共団体の担当課を通じて学校の設置者や学校に助言等を行うことから、都道府県私学主管課、認定地方公共団体の担当課においても様式 1 及び 2 の内容について確認いただきたい。

【重大事態に関する報告等について】

①重大事態の発生報告（様式1）について

問2-1 「不登校重大事態に係る調査の指針」では、「報告は、・・・不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。」とされているが、様式1の国への提出も7日以内に行うことが望ましいということか。

（答）

「7日以内に行うことが望ましい」とされているのは、あくまでも、不登校重大事態に関する地方公共団体の長等への発生報告であるから、本事務連絡に基づく国への報告はその対象となっていない。なお、国から迅速な助言等を行うため、速やかに報告いただくようお願いしたい。

問2-2 いじめ法に基づき、地方公共団体の長等に報告する様式に文部科学省への報告の様式と同じものを使用しても良いか。

（答）

地方公共団体の長等とも協議の上で支障がないと判断される場合、国としては問題ないと考えている。

問2-3 国立大学附属学校の場合、いじめ法第29条に基づく発生報告と様式1による報告で、2回文部科学省に対して、発生報告を行うことになるのか。

（答）

様式1による報告をもって、いじめ法第29条に基づく発生報告としていただいて構わない。なお、例えば、不登校重大事態が発生したものの、7日以内に文部科学大臣に対して様式1による発生報告を行うことが難しい場合など、様式1を用いて法第29条に基づく発生報告を行うことが困難な場合は、様式1を用いず、まずは法第29条に基づき、メール等で重大事態が発生した旨の報告を行っていただければ差し支えない。

問2-4 自死の背景にいじめが疑われる場合には、様式1と合わせて、『「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（令和5年3月10日付け事務連絡）』の様式の提出も必要か。

（答）

自死事案が発生した時点で、その背景にいじめがあったことが疑われる場合、様式1により報告いただくことを想定している。自死事案が発生した時点で、背景にいじめの疑いがない場合には、『「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（令和5年3月10日付け事務連絡）』に基づく様式を提出いただき、その後、背景にいじめの疑いがあることが判明した際には、いじめ重大事態として、文部科学省に対して様式1を提出いただきたい。

問2-5 令和5年4月1日より前に発生したいじめ重大事態については、4月1日以降、どのように対応すればよいか。文部科学省への報告等は必要となるのか。

(答)

様式1及び2の提出は不要だが、報告書の提出はお願いしたい。なお、重大事態調査の運用に課題があり調査が長期化しているなど、国への相談、情報共有を行いたい案件の場合は、令和5年4月1日より前に発生した事案であっても、文部科学省又はこども家庭庁に相談いただきたい。

問2-6 「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその「一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。」とある。この「法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合」には、様式1、2や報告書の提出は必要か。

(答)

「法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合」には、様式1及び2並びに報告書の提出は不要である。

(②重大事態調査の開始報告(様式2)について)

問3-1 調査の開始日とは具体的にはいつか。委員同士の顔合わせといった非公式な会議であっても開始日として解釈してもよいか。

(答)

調査の開始日とは、当該重大事態に関する重大事態調査委員会の初回開催日を指すこととしており、例えば、初回の開催日が公式なものではなく、調査委員同士の顔合わせを目的とするような非公式な会議であっても、当該開催日を調査の開始日として様式2を提出いただきたい。

(③重大事態調査報告書の提出について)

問4-1 令和5年4月1日以降に取りまとめられた報告書のうち、発生報告を行っていない事案は、事案整理番号は必要か。

(答)

事案整理番号は振らず提出をお願いしたい。

問4-2 重大事態調査の報告書に個人名等の個人情報に記載される場合にはどのように対応すればいいか。

(答)

様式1及び2と同様に、予め、個人の氏名を記載しない報告書を重大事態調査委員会において作成することが考えられる。

また、重大事態調査の報告書に児童生徒や関係者等の氏名が記載されている場合には、当該氏名の記載を黒塗りの上で報告書を国に提供いただきたい。なお、開示請求に対する国の対応については、問6-1～問6-4を参照されたい。

問4-3 仮に報告書を国に提供できない場合、その旨連絡した方が良いか。

(答)

報告書を国に提供できない場合は、その理由とともに連絡いただきたい。

【こども家庭庁に置かれるいじめ調査アドバイザーについて】

問5-1 いじめ調査アドバイザーは個別事案に介入し、関係保護者と学校の間を取り持つことはあり得るのか。

(答)

今般助言等を行うこととなるいじめ調査アドバイザーは非常勤の国家公務員として、こども家庭庁の任務とされた「いじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備」の事務（国の事務）の一部として、重大事態調査における委員人選の相談など、いじめ重大事態に係る第三者性の確保に資する体制整備に関する助言を受け付けることを想定しており、個別事案における関係保護者や学校との調整については従来どおり各学校設置者等において対応されたい。なお、こども家庭庁では、令和5年度予算案事業のなかで、学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証に取り組むこととしており、本事業の動向についても、今後の地域における体制づくりの参考として注視されたい。

問5-2 いじめ調査アドバイザーに相談する際には、学校から直接しても良いのか。あるいは、学校の設置者から行うのか、都道府県教育委員会や都道府県私学担当課から行うのか。

(答)

基本的には学校からではなく、重大事態調査を行う学校の設置者や文部科学省を介して相談することを想定している。こども家庭庁のいじめ調査アドバイザーへの相談方法や開始時期等については、体制が整い次第、別途周知する。

【保有個人情報及び行政文書の取り扱いについて】

問6-1 国に開示請求があった場合には、どのような対応がなされるのか。

(答)

国に対して「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づく保有個人情報の開示請求があった場合には、同法を踏まえ、「国の機関、・・・地方公共団体・・・の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」（法第78条第6項）及び「開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同条第7項）等に該当すると考え、全部不開示として対応することを想定している。

また、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）」に基づく行政文書の開示請求があった場合には、同法を踏まえ、「国の機関、・・・地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」（法第5条第5項）及び「公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同条第6項）等に該当すると考え、全部不開示として対応することを想定している。

問6-2 個人情報の記載が報告書にある場合、報告する前に被害者や加害者の了解をとる必要はあるのか。両者の回答が異なる場合どのように対応するのか。

(答)

国においては、開示請求があった場合には、原則として全部不開示とすることや、報告書に児童生徒や関係者等の氏名が記載されている場合に当該氏名の記載を黒塗りした上で報告書を国へ提供いただくことを踏まえ、必ずしも関係児童生徒（被害・加害児童生徒）やその保護者の事前の了解を得る必要はないと考えている。

なお、学校等において、当該重大事態が発生する前から、児童生徒や保護者全体に対して、国へ報告を行うことについて周知しておくことも考えられる。

問6-3 様式1及び2も個人情報を記載する場合は報告書と同様に当該者に確認をとらなくてよいのか。

(答)

必ずしも関係児童生徒（被害・加害児童生徒）やその保護者の事前の了解を得る必要はないと考えている。なお、学校等において、当該重大事態が発生する前から、児童生徒や保護者全体に対して、国へ報告を行うことについて周知しておくことも考えられる。

問6-4 国に開示請求があった場合、提供元の教育委員会等に連絡はあるのか。

(答)

国に対して開示請求があった場合、当該開示請求の対象となる文書を文部科学省へ提出した自治体に対して一報することとする。

【15日、16日に実施したオンライン行政説明会について】

問7-1 YouTube上に限定公開されている説明動画は、いつまで公開予定か。

(答)

令和5年4月30日までYouTubeに公開する予定である。なお、状況に応じ、変更が生じる可能性がある。

【再調査について】

問 8-1 「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」（令和 5 年 3 月 10 日付け事務連絡）は法に基づく地方公共団体の長等による再調査を行う部局へも周知がなされているのか。

（答）

各自治体において、再調査を担当する部局に共有いただきたい。なお、令和 5 年 3 月 13 日付けで、こども家庭庁設立準備室から自治体のこども政策担当部局に対して周知がなされている。

問 8-2 再調査に関する報告を行う場合、再調査を行った部局から様式や報告書を文部科学省へ提出するのか。

（答）

再調査における様式 2 及び再調査報告書は、再調査を行った部局ではなく、公立であれば都道府県・指定都市教育委員会、私立であれば都道府県私立学校主管部課、国公立大学附属であれば国公立大学法人担当課、株立であれば構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の担当課を通じて国へ提供いただくことを想定している。

問 8-3 再調査実施部局から文部科学省やこども家庭庁に直接相談し、助言等を受けることは可能か。

（答）

文部科学省やこども家庭庁から、再調査を行う部局に助言等を行うことも考えられる。

問 8-4 再調査の場合、様式 2 はどこを書き換えればよいのか。

（答）

再調査の場合、

- ・様式 2 の表題を「いじめ再調査」と修正すること
- ・様式 2 右上の「都道府県教育委員会等」は「再調査実施自治体名等」と修正すること
- ・（1）、（3）の記載は不要であるので何も記載しないこと
- ・（2）の「重大事態調査」及び（4）の「いじめ重大事態調査」は「いじめ再調査」と修正すること
- ・（5）の「都道府県教育委員会等」は「再調査実施自治体名等」と修正すること

をお願いしたい。

なお、課名は再調査実施部局課名を、名前は再調査実施部局における担当者名を、連絡先は再調査実施部局課の連絡先を記載いただきたい。